



飯野海運グループ競争法遵守方針

飯野海運グループは、グローバル企業として、飯野海運およびその子会社のすべての役員・従業員が、事業を展開するすべての国・地域の競争法を遵守し、公平・公正な企業活動を行うことが企業として果たすべき社会的責任であることを認識し、当社の企業理念に基づき「飯野海運グループ競争法遵守方針（以下、本方針）」を定めました。本方針は、公平・公正な競争に基づいて事業の健全な発展および拡大を目指す飯野海運グループの競争法に関する基本的な考えを示すものでもあり、飯野海運グループは、公表した本方針をより一層徹底してまいります。

1. 適用範囲

本方針は、日本における私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律並びに飯野海運グループが事業を行う各国の競争法および関連法令（以下、総称して「競争法」といいます。）の遵守に対する飯野海運グループの責任を示すものであり、飯野海運およびその子会社のすべての役員・従業員に適用します。また、サプライヤーを含むすべてのビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針を支持いただくよう理解を求めてまいります。

2. 遵守する法令

飯野海運グループは、事業活動を行う各国・地域の競争法を遵守し、競争法で禁止される行為を防止するため、次の事項を遵守します。

(1) 競合事業者との情報交換・合意

- (i) 競争事業者との間で、機微情報（運賃、備船料、売船価格、自社および他社の顧客リストなどの重要な情報）の交換・共有を原則として行わない
- (ii) 競争事業者との間で、公正な競争を制限するおそれのある合意（価格協定、市場分割および入札談合を含むがこれに限られない）を行わない

(2) 競合事業者との接触

- (i) 公正な競争を制限するおそれのある合意をする目的で競合事業者と接触しない
- (ii) 競争事業者との会合や業界団体の活動等は、違法な情報交換の温床となり得ることを認識し、当該会合等に参加する場合には、細心の注意を払って行動する
- (iii) 会合等への参加に際しては、参加前に会合等の趣旨・アジェンダおよび会合等への参加の必要性を確認し、また、会合等への参加の際に競争法の違反を疑われるような行為をしないことを徹底する

(3) 合併・ジョイントベンチャーの組成

- (i) 合併または他の事業者と共同してジョイントベンチャーを組成する場合、世界各国にて事前に企業結合の届出を必要とする可能性があることを前提に行動する
- (ii) 合併またはジョイントベンチャーの組成が完了するまでは、パートナーとの間で機微情報の交換は原則として行わない

(4) 協力会社との取引

- (i) 優越的地位の濫用その他競争法が定める不公正な取引を行わない

3. コンプライアンス体制

飯野海運グループは、コンプライアンス委員会における委員長である社長執行役員により指名された「コンプライアンス担当執行役員」（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）のもとで、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図り、定期的にコンプライアンス委員会において審議するとともに、取締役会に報告を行っています。万が一、役員・従業員が国内外の競争法に抵触する行為を行った場合には、就業規則等に従い厳正な処分を実施します。

4. 通報窓口の設置

飯野海運グループは、役員・従業員および取引先関係者が、当社グループ内に違法行為、企業倫理に違反する行為がある、またはその懸念があると判断した場合は、会社が速やかにその事実を認識し、適正な是正措置を講じることができるよう通報窓口を設けています。なお、本制度を利用したことによる不利益な扱いは禁止し、通報者の秘密を保持する運用体制も併せて整備しています。

5. 教育・研修

飯野海運グループは、競争法の遵守を徹底することを目的として、すべての役員・従業員への教育活動を行っています。

2024年4月25日
飯野海運株式会社